



職員の懲戒処分について

配布日時：2026年7月15日 14時
国立研究開発法人物質・材料研究機構

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という）は、職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象者及び処分内容

定年制職員 「出勤停止 10 日」

2. 処分理由

30 回に亘り、実際には勤務していない時間合計 64 時間 10 分を勤務時間として過剰に申告した結果、合計 175,817 円分の時間外勤務手当を不正に受給した。

3. 実施日

2026 年 6 月 29 日

(理事長コメント)

当該職員が行った行為は、勤務時間の不適切な申告を繰り返し、不正に手当を受給したものであり、決して許されるものではないことから、厳正な処分を行いました。

当機構職員がこのような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構としては、今回の事態を真摯に受け止め、職員の遵法意識及び規範意識の徹底を図るとともに、勤務時間管理の強化等を一層推進し、再発の防止に取り組んでまいります。

国立研究開発法人 物質・材料研究機構 理事長 宝野 和博

問い合わせ先：

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

人事・総務部門 人事室長

電話：029-859-2267